

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2694号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

コスモス



もくじ

政 策	講 演	情 報	情 報	随 想
地域の公共サービスをマネジメントする「地域協働体」の構築を二総務省………東京大学名誉教授 大森 彌 (2)	第29次地方制度調査会の答申をよむ………町村Navi (10)	新任都道府県町村会長の略歴………新に都道府県町村会長の略歴 (11)	小さな島の大きな挑戦―合併五周年を迎えて―………長崎県新上五島町長 井上 俊昭 (12)	

◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

新型インフルエンザと人体の見事な防御機構

筑波大学名誉教授 村上 和雄

新型インフルエンザの治療法として、最も期待されているのがワクチンである。ワクチンは多くのウイルス病に対して、きわめて有効な手段である。私たちの身体は、ウイルスの侵入を受けると、ウイルスが身体の中で増え続けずに必死で防御しようとする。

この時、身体がこのウイルスなどの外からの侵入者(抗原)に対する抗体を作っているわけで、この抗体がウイルスを見付けだし、そのまわりを取り囲んで排除する。

このように、外からの侵入者に対して抗体の生産を促し、その抗原を排除する能力のことを免疫という。ワクチンは、ウイルスや細菌の侵入を受けたときに、より早く、それらを排除するための人為的な免疫操作に用いられる予防薬のことである。

つまり、ワクチンとは、抗原となるウイルスやその毒素を身体の中で増殖しないように、あらかじめ殺したり、弱毒化した物質のことで、それを身体に接種することにより、抗体の生産を促し、その抗原に対する免疫を獲得させようとするものである。

このことは、抗体という物質が、それぞれの抗原を厳密に区別して生産されることを物語っている。

しかし、ヒトの遺伝子は全体で2万数千個しかない。この中から、全ての抗体を生産する機能をまかなわなければならない。どう考えても遺伝子の数が足りない。これは、免疫上大きなナゾであった。

このナゾが最近解かれた。人の身体では、抗体を作る遺伝子情報を部品に分けて貯えておき、抗原が侵入してくると、その部品を巧妙に組み立て、なんと約2千万種類の抗体を作る能力を有していることが分かった。抗原の侵入時に、遺伝子組み換えが自然に行われていた。実に見事な防御機構である。そのお陰で私たちは生きていくのである。

日頃から、摂生をして体力をつけることにより、免疫力を高めておくことが大切である。そうすれば、たとえウイルスに感染しても病気になることが、病気になることが軽度ですみますことができるのである。

地域の公共サービスをマネジメントする 「地域協働体」の構築を

新しいコミュニティのあり方で報告書

総務省

総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」（座長・名和田是彦法政大教授）はこのほど、多様化した住民ニーズに 대응するための新しい仕組みとして、「地域協働体」の構築を提言する報告書を公表した。少子高齢化や男女共同参画の社会の形成によって「公共」の守備範囲が拡大する一方で、地方の財政状況は厳しく、経営資源の限界等により行政の対応範囲が縮小していると指摘。その上で、地域コミュニティやNPOなど行政以外の様々な組織を公共サービスの提供主体と捉え、それらの組織による公共サービスの提供を総合的・包括的にマネジメントする組織として地域協働体を構築するよう求めた。

行政以外の組織による 公共サービス提供が課題

同研究会は、2008年7月に初会合を開催。07年に設置され、連携・協力の「場」（プラットフォーム）

などを提言した「コミュニティ研究会」の報告を踏まえ、計10回の議論を行った。

今回の報告書には、先進地域を対象に行った事例調査の結果も収録した。

報告書は、地域の住民ニーズに応

えるのは行政のみではなく、行政以外の主体による公共サービスの提供、地域協働の推進が今後の地域経営の重要な課題だと指摘。一方で、伝統的に地域の公共サービスを担ってきた町内会や自治会などの地縁組織は、若年世代等が地域の世帯構成の中心になりつつあることや住民の連帯感の希薄化などによって、活動の停滞等の問題が生じつつあると強調した。

併せて、地域では、高齢者福祉や防災・防犯活動など生活に密着した公共サービスへのニーズが多様化・高度化しつつあるが、サービスを持続的・総合的・効率的に提供する地域協働の基本的な仕組みが存在しない「地域協働の空洞化」の進行が懸

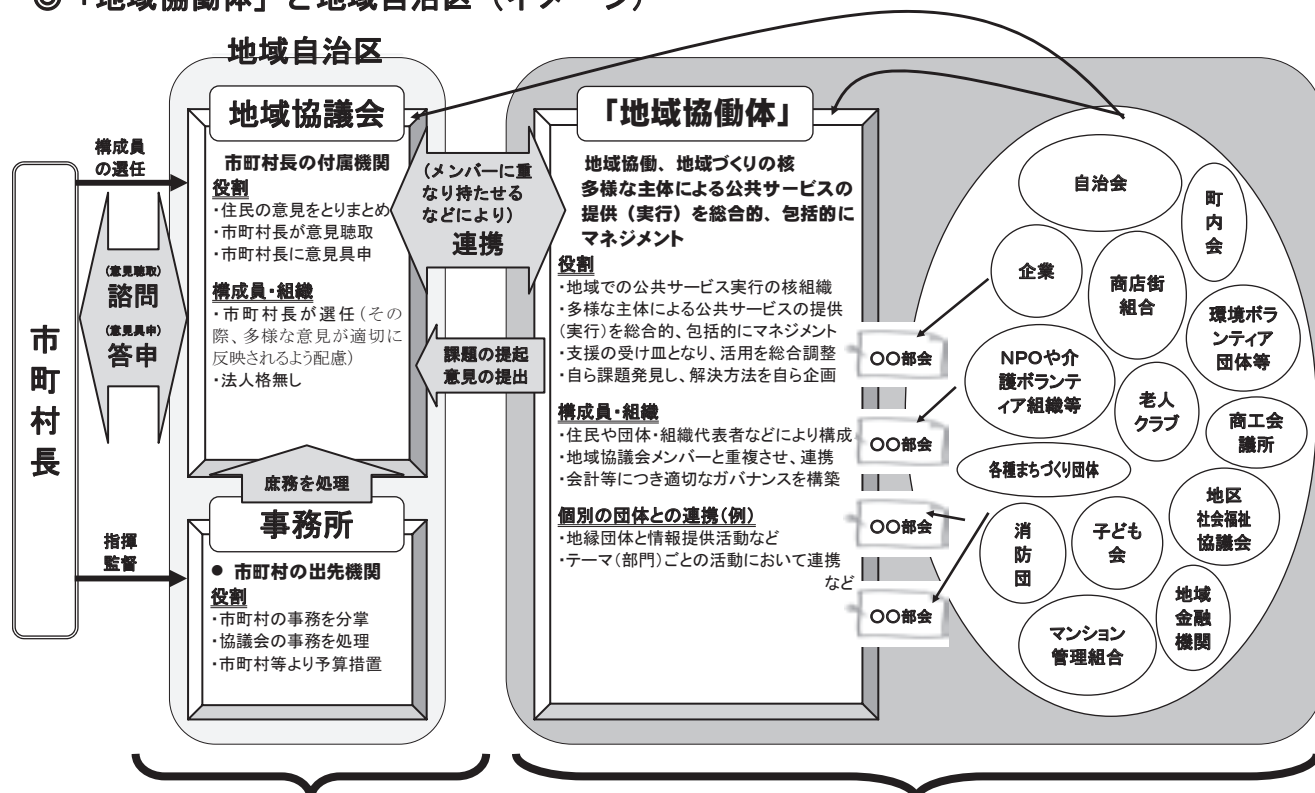
念されると指摘。その上で、地域の多元的な主体が相互に連携・分担して、公共サービスを効果的・効率的に提供するための新しい仕組みとして、多様な主体による公共サービスの提供を総合的・包括的にマネジメントする地域協働体を構築するよう求めた。

市町村が創設検討の場の働き掛けを

具体的には地域協働体について、地縁団体との関係では、①情報提供活動で連携する②地縁団体の代表者や推薦者を地域協働体のメンバーとして取り込むことが有効な連携方策になると指摘。地域の実情に応じ、地縁団体自体が地域協働体に相当する役割を担うことも想定されるとした。先進事例をみると、情報提

政 策

◎「地域協働体」と地域自治区（イメージ）



地方自治法に基づく地域自治区条例により創設
あるいは、独自の仕組みを条例により創設

地域の様々な主体が
地域づくり、まちづくりを実行

また、市町村の役割については、地域住民や諸団体へ地域協働体の創設を検討する場の設置を働きかけるよう要請。「高齢者の孤独死」（東京都三鷹市）や「住民のコミュニティに対する意識の低下」（石川県金沢市）などを契機に取組みが始められる際には、防犯・防災活動など

供活動では、▽エリア内の自治会・管理組合の代表を年に2回集めて地域の情報を交換（東京都多摩市）▽町内会に連絡文書の各世帯への配送を委託（新潟県上越市）―などの取組みがあった。また、主な連携の方策では、▽構成員の約半数が地縁団体の推薦メンバー（大阪府大阪市）―などがみられる。

さらに、テーマ性を持つNPOなどの機能別団体については、特定分野で比較的高いサービス提供機能を有することが想定されるため、地域協働体の活動テーマや分野ごとに設けられた部門等の活動を担うことが考えられると指摘。国に対しては、各地域での地域協働体の構築に向けた具体的な取組みを促すよう求めるとともに、地域協働体の立ち上げや初期段階の運営経費等を支援する実証事業を来年度から実施するよう要請した。

供活動では、▽エリア内の自治会・管理組合の代表を年に2回集めて地域の情報を交換（東京都多摩市）▽町内会に連絡文書の各世帯への配送を委託（新潟県上越市）―などの取組みがあった。また、主な連携の方策では、▽構成員の約半数が地縁団体の推薦メンバー（大阪府大阪市）―などがみられる。

このほか、職員の地域の公共活動への参加について、地域コミュニティ組織等では活動の取りまとめ役や会計面での知見不足などの問題が

「地域自治区制度との連携については、▽地域協働体の構築と同時に、行政との仲介のために地域自治区制度を活用（岐阜県恵那市）▽地域自治区制度の導入と併せて地域協働体を創設（宮崎県宮崎市）―などの事例を紹介。その上で、住民と行政との協働等を拡充するため、地域協働体の立ち上げと並行して地域自治区を設置し、メンバーを重複させることなどにより地域協働体と行政が有機的に連携を図ることが重要だと強調した。

地域自治区との併設やメンバー重複も有効

地域住民等のニーズを踏まえた課題を住民らに投げかけることが重要だと指摘した。さらに、取組みの初期段階に職員をコーディネーターとして派遣することや、人材面・資金面等のイニシャルコストの負担も要請した。行政支援のタイミングについては、イベント組織が恒常的な地域福祉組織へと発展するような、変化の大きいタイミングで政策を打つことが効果的だと指摘した。

政 策

他の団体・組織との関係、市町村の役割

「地域協働体」と他の団体・組織
(町内会やNPO等)との関係

町内会など地縁団体との関係

- 地縁団体は住民を網羅的にカバー
...例えば、情報提供活動で連携
- 関係構築の方策
...例えば、地縁団体の代表者を「地域協働体」のメンバーに
- 地縁団体それ自体が「地域協働体」に相当する役割を担うことも想定

機能組織(NPO等)との関係

- 「地域協働体」の活動テーマや部門
...当該分野が得意な機能団体が担う

「地域協働体」の取組の契機、
発展プロセスと市町村の役割

3. ステップアップ時

- 活動密度の変化(イベント組織が恒常的な地域福祉組織にステップアップするときなど)が大きいタイミングに政策を打つと効果的

2. 初期段階

- 人材・資金面のイニシャルコスト負担
(コーディネーター職員の派遣、初期費用の負担など)

1. 立ち上げ時

- 市町村等が地域の住民や団体に対して、検討を働きかけることが有効
- 防犯・防災や孤独死対策など、具体的課題を住民に投げかけることが重要

あると指摘。市町村等には組織の取りまとめや会計管理の知識などを蓄積している職員がいるため、職員参加は地域の貴重な人材資源の活用観点から、より積極的に評価することが重要だと強調した。一方で、職員の参加については、公務としてな

のか、個人的な活動としてなのかを区別する明確なルールを設定することが望ましいとした。

なお、職員の活動への参加についての事例をみると、▽町と地区コミュニティ協議会が連携・協力しなければならぬ事業に対しては、参加することが望ましい(埼玉県鷺宮町)▽市長から職員に地域の自治会活動やボランティアに参加を促している(多摩市)▽地域コミュニティの再生に向けた取組みに主体的・積極的に

動への参加について、条例や内部規則等で何らかの規定を設けている団体はみられなかった。

このほか、活動の場については、地域協働体には恒常的な活動施設が必要だと指摘。施設整備の費用は金銭負担の規模を踏まえると市町村等が担うことが想定されるほか、施設のあり方については地域協働体のあり方を踏まえたものとするよう求めた。具体的に

今後の具体的な方策に関する提言

ガバナンスについての考え方

- 中核的な要素:①意思決定過程、②会計管理、③活動内容等に係る透明性
- まずは、「地域協働体」のガバナンス、個々の組織・団体は必要に応じ多様に
- 会計管理→今後、国が、それぞれの状況に応じ参考とするモデル例を作成、情報提供

経済活動の重要性の高まりと法人制度

- 経済活動がコミュニティ活性化の重要な要素との指摘
- 一律の法人化は適当ではない
- 新たな法人制度については、より詳細なニーズ等を踏まえ、今後検討

公務員の地域の公共活動への参加

- 市町村職員は貴重な人的資源→組織としてより積極的に位置づけ、評価を
- 公務なのか、個人的な活動かを区別することが重要
→市町村等においては、この点についてルールを設定することが望まれる

新しい地域協働のための施設のあり方

- 利用主体の独立性と連携の程度を反映(「それぞれ独立しているながらも、ゆるやかにつながる」との視点)、設計者の選定プロセスに地域コミュニティ組織等が関与
- 地域資源を有効に活用することが重要(伝統的な建造物、不要となった庁舎や廃校施設など地域住民の愛着のある既存施設を改修する...)

埼玉県宮崎市)ーなど積極的に職員の活動参加を評価している取組みがみられた。その一方で、市町村等の職員の地域コミュニティ組織等の活

は、「当該空間を利用する主体の独立性と主体間相互の連携の程度が反映された設計プランとする観点が必要」で、今後の整備については、「それぞれ独立しているながらも、ゆるやかにつながる」視点から設計を検討するべきと提言したほか、施設整備の際には、①設

計者の選定に地域協働体や地域コミュニティ組織等が関与②地域の伝統的な建造物を利用③不要になった庁舎や廃校など住民の愛着のある既存施設を改修ーなどについて留意するよう求めた。

講 演

● 講演記録 ●

第29次地方制度調査会の答申をよむ

全国町村会臨時総会(平成21年7月30日)

東京大学名誉教授 大森 彌



大森 彌 (おおもり わたる)
1940年生まれ。東京大学名誉教授。元東京大学教授・元千葉大学教授。専門は行政学・地方自治論。地方分権推進委員会専門委員、日本行政学会理事長、自治体学会代表運営委員などを歴任。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、社会保障審議会介護給付分科会会長、NPO地域ケア政策ネットワーク代表理事など。

できるだけ早い時期に全国の町村の皆様方が、自分たちはこういう国のかたちで、こういう地方自治の仕組みでやりたいと、農山漁村をどうやったら守れるかということを含めまして検討していただいて、その主張を打ち出しておく必要があるのです。そうしなければもう一回大きな渦の中に巻き込まれて、今回の「平成の大合併」以上のひどい始末になります。(講演内容から)

「平成の大合併」には終息宣言

今回の第29次地方制度調査会の答申では、1999年以降の合併推進運動、これは国が合併についての方針を定め、都道府県が構想を練って、強力に合併を進めるというやり方のことだと理解できますが、この合併推進運動を一区切りするという事です。いわゆる「平成の大合併」の終息宣言だと思います。

その背景のひとつは、市町村合併が地域社会に大きなダメージを与えたことについて、総務省も自民党もある程度分かったということであろうと思います。2001年の「骨太の方針 第1弾」から始まった小泉構造改革がいろいろと批判されていますが、市町村合併もこの改革の中で起こったことです。小泉構造改革が終息すれば、反省、見直しが行われてしかるべきだということでもあるのです。

日本列島に存在している市町村の具体的な姿を見ると、これを全部一括りにして合併を強行することなど不可能なものです。それは全国の地域を歩いている人間であればすぐに分かることです。したがって、さまざまな私たちの市町村が残ることを前提にして、我が国の地方自治のあり方をどのように考えるかという以外にはないのです。

道州制の導入について私は反対の立場をとっています。道州制で日本の地方自治が良くなることはない、という確信を持っています。何とかしてこれを阻止したいと考えています。道州制について、民主党はどのように考えているのでしょうか。民主党では、玄葉光一郎さんが委員長の分権調査会が分権改革や地方自治に関する検討をしています。小沢一郎代表のときは、政権をとった後、当面は、第二次の平成の

講 演

合併を進めて市町村を700～800に統合し、将来は、全国の市町村を300の基礎自治体(市)に仕切り直す、国と基礎自治体の間に位置する都道府県は廃止するという構想、たつたのです。中抜きですから、道州制もやらないということになっていました。

この構想は、「地域主権」の実現のため基礎自治体を強化していくという案なのですが、規模拡大を図るために全国を小選挙区と同じ数の300程度の基礎自治体にまとめるということ、小規模な市も町村も無くすという話になるのです。これは全く容認できない案でして、市町村合併を終わらせないだけではなく、町村を皆無にする考え方ではないかと、私は強く批判しましたし、全国町村会も反論をしてきました。

第29次地制調答申での路線変更

第29次地制調の答申の話に戻しますと、先程言いましたように「平成の大合併」を終息させるということ、実は第29次地制調の第1回専門小委員会ではほぼ決まっていました。当初、総務省の事務局から提出された資料の中には、「更なる市町村合併を含む基礎自治体のあり方」という言い方があり、この「更なる」が第1回専門小委員会で大問題になり、早々に「更なる」という言葉を削除しています。したがって出発の時点から「平成の大合併」は

しかし、代表が鳩山さんに代わってから、民主党の構想は修正され、基礎自治体を強化していく考えには変わりはないのですが、数値目標を全部落とす、合併を強制しないと明言しています。道州制はどうするのですかという問に対して、道州制は将来のこと、当面は現行の都道府県を中心に運営するという回答でした。しかも、自治体の自主性を尊重すると言っていますから、民主党の考えは、私の説に近づいたということになります。地方自治の再編に関していえば民主党のマニフェストは穏やかになったと思いますが、「地域主権」を主張していますから、将来、道州制の検討を行うのではないかと、その場合、小規模な市町村をどう扱うのか、注意深く対応していく必要があるのではないかと思います。

これ以上やらないということの合意がほぼできていたと思います。それならばそれで「一件落着」ということですが、そうばかりにはなっていない。もう少し細かく読み解く必要があるのです。

私は、今回の答申に至った経緯を2001年の「骨太の方針 第1弾」を出発点に考えるべきであると見ています。実は、当時から、市町村合併をやっても小規模町村は残るだろうと考えられていたのです。その証拠に、「骨太

の方針 第1弾」には、「自立する自治体」という見出しの下で、「例えば、30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり」と書き込まれていたのです。

これを受けたのが第27次地方制度調査会における「西尾私案」でした。分権の時代であるにもかかわらず、市町村の将来に関わることにについて市町村の皆さん方の意見を全く聞かないで、国が勝手に決めようという話です。ご案内のとおり、全国町村会、山本会長を先頭にこの案に猛烈に反対しまして、結局、「西尾私案」は実現しませんでした。

そして、今回の答申により、「西尾私案」は完全に潰れたと考えて間違いないと思います。「骨太の方針」の呪縛に悩まされることはなくなったと思います。「西尾私案」は、小規模な町村に関して、これまでとは違った事務配分の特例制度を導入するというもので、第27次地制調の答申では「更に検討する必要がある」という扱いになっていましたが、これが、一応白紙に戻ったと考えられます。

どうしてそう解釈できるかというと、第29次地制調答申をよく読むと一種の路線の変更が行われているからなのです。「骨太の方針 第1弾」では、市町村の再編に関しては、合併と広域行政の二つが書かれていたのですが、2002年の「骨太の方針 第2弾」

で合併一本槍に変わるのです。これを受けたのが第27次地制調であり、そこで2005年4月以降の「合併新法」のための議論が行われたのです。

実は、このときに、総務省は、市町村についての見方を変えました。法律적으로는我が国に「基礎自治体」という言い方はありません。昭和31年の地方自治法改正では、都道府県を「広域の地方公共団体」と捉え、この都道府県の中に包括される市町村を「基礎的な地方公共団体」と呼びました。したがって法律用語として「基礎自治体」という言い方はないのです。ところが第27次地制調は、従来の市町村のとりえ方を、明確に分権時代の市町村は「基礎自治体」たるべきであると考え、いわば、あるべき姿を描いたのです。

私の見解では、このときに総務省は地方自治法第1条の解釈を変えたのではないかと思います。第1条の2は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」となっています。通常の解釈では、「自主的」というのは地域のニーズに応じて市町村が自分で政策を考え、決定・実施することを、「総合的」というのは縦割りに対する概念で、できるだけ地域を基盤にして施策を横に繋いでいく、その方が、無駄が少なくなるし、効果的になるという意味です。

講 演

総務省は、この「自主的」と「総合的」を読み替えたのだと思います。「総合行政主体」と捉え直した。およそ「基礎自治体」としての市町村というならば、一定の仕事を全部自分でできるような行財政体制があつてしかるべきである、そのための専門職員も必要である、しかもその仕事を自分の区域の中でほぼ完結できてはじめて「基礎自治体」と言い得る、それが、「総合行政主体」のイメージになる。こうした「基礎自治体」像を描いて現実を見ると小規模町村はそれに合っていないではないか、合っていないから、行財政基盤を強化するために合併せよ、という論理になるのです。

これが2005年の「合併新法」に表れたのです。来年3月末に切れる「合

全国町村会が答申案を修正

いくらそうは言っても合併できないところ、合併しないところはどつするのかというと、これは「基礎自治体」としての規格に合わないから別扱いにするほかないだろう、ということになるのです。この点について、今回の第29次地制調答申の読み方が重要になるのです。

答申を素直に読むと内容が矛盾しています、一方で、第27次地制調答申で打ち出された「総合行政主体としての基礎自治体」の追求を変えておらず、しかし、他方では、10年近く続け

併新法」は合併の目的規定を変えています。それまでは、合併は市町村の区域を超える広域化の要請に応じるためのものでした。それが、「市町村の規模の適正化」を図り、「合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的にする」と変えられているのです。これは見過ごせない変更です。

もし、この考えを突き進めると、合併を終わらせることができません。あるべき「基礎自治体」の姿を描いて、一定の仕事は全部自分たちでできる体制でなければダメだと考えているかぎり、必ず小規模町は無理だろうとなりますから、合併は終わらせてはならないということになります。

てきた合併推進運動には一区切りつきたいということになっている。この狭間の中で今回の答申が打ち出した解決策は、今までの合併一本槍は取り下げて、市町村が今後どうやって仕事を処理すればいいかという立場から、広域連携の方策もあるのではないかと、ということになった。つまり「骨太の方針第1弾」の時に戻ったわけです。それは、これ以上の市町村合併は無理だと判断したからなのですが、他方で「基礎自治体、総合行政主体」のイメージは持ち続けますから、完全に合併

は止められない。ならばどうするかというと、今後も自主的に合併をやるうというところに対しては、合併の阻害要因を取り除く程度の合併特例法は改めて作るということになる。そして、合併ができないところについては、今後は市町村同士の、あるいは市町村と都道府県との広域連携の仕組みがあつてもいいのではないかと答申には書いてあります。さらに定住自立圏構想は新しい広域連携の姿であるとも言っています。

したがって広域連携のあり方については、現在の地方自治法上、使い勝手が悪ければ法律を改正してやりやすくしてあげよう、というように選択肢を増やしています。その上で第29次地制調専門小委員会の議論の中では、もう一つ選択肢が出てきました。この選択肢の扱い方について、全国町村会会長をはじめ事務総長以下一丸となつて、専門小委員長に意見書を繰り返し出すなど相当強い働きかけをしました。その結果、総務省の事務局が書いた答申案を全国町村会が修正させるという異例の結果になりました。その内容について簡単に解説いたします。

通常、専門小委員会できりまとめられた案は、親委員会に出してそのまま承認されるのですが、今回はそうはならなかった。2009年5月26日の専門小委員会できりまとめられた答申案は、6月16日の本答申に至る間に一部

季節の俳句カレンダー

葉鶏頭日暮もつとも昂れり

大豆生田伴子

季語は「葉鶏頭」で秋。渡り鳥の雁が飛来するころに鮮やかな色を見せるので「雁来紅」の別名がある。小学校の花壇にも植えられており、親しみやすい草花。鶏頭より背が高く燃えるように紅い葉が美しく、夕日に映えるところに華やに見える。その姿を詠んだ一句と思うが「日暮もつとも」と強調した後を「昂れり」と続けて、花でありながら動物的に表現することと印象を強めている。あるいは作者自身の心の動きを托した表現とも受け取れる。

秋蝶の一頭としてはなやげる

小蘭葉舟

季語は「秋蝶」。蝶は早いものは春先から原野に舞い始め、「蝶」一文字では春の季語になっている。中には「紋白蝶」「揚羽蝶」など夏に特定されているものもある。秋にまで残るものは少なく貴重な存在であり、その点を強調した一句である。「一頭」は知る人ぞ知る蝶の数え方の単位で、残念ながら一般的にはあまり使われていない。

単なる写生ではないと見ると、働き盛りの壮年期を過ぎててもなお一層元気に輝いている人(男女を問わず)を比喩した句とも読める。

月光の矢のいっぽんが我れを指す

野間口千賀

澄んだ秋の夜空に月ほどの季節よりも美しく輝いて見える。一年を通して毎月の満ち欠けがあると云え、「新月」「三日月」「満月」「十三夜」「十六夜」のどれもが秋の季語である。月光はあらゆるものにふりそそぐ無数の光の矢であるはずなのに「いっぽん」と遠慮しているように「我れを指す」と自分だけの「一本」独占であることを主張している。「射す」ではなく「指す」にも強い意思が働いている。月光と自己をこれだけ直接的に結びつけた句は少ない。

講 演

重要な変更が行われたのです。変えさせたのが全国町村会です。

次の資料をご覧ください。

【5月26日・専門小委員会答申案より抜粋】

こうした課題に対応する見地からは、市町村合併による行財政基盤の強化、また周辺市町村との広域連携による方法に加え、小規模市町村に対する新たな都道府県の補完のあり方について検討を行うことが適当である。

具体的には、一定の人口未満の小規模市町村は、自らの判断により、都道府県の関わる手続きを経て、法

令上義務付けられた事務の中で事務

処理体制等から見て小規模市町村が自ら実施することが困難と考えられる一定の範囲の事務を処理しないことができることとし、当該事務については、適切な財政措置の下に都道府県が処理することとする新たな仕組みについて多角的に検討を進める必要がある。

【6月16日・本答申より抜粋（全国町村会修正案）】

将来にわたってこのような小規模市町村の事務処理体制を整備していくためには、市町村合併による「行財政基盤の強化、また、周辺市町村との様々な形態の活用による広域連携の方法に加え、なお、これらによっ

ては必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があればその選択によ

り、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。

しかしながら、こうした方策については、様々な論点や是非についての考え方があり、また、地域の実情も多様であることから、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討がなされる必要がある。

今後の町村にとっての大きな課題

ここでのいう小規模市町村の「小規模」の定義ですが、人口ではラインを引にくいのですが、それ以外の要素ではとても定義ができないので、総務省は

人口でいくしかないと考えています。例えば、よく言及される小規模市町村を人口1万未満にした場合、どういう扱い方をするかということですが、そ

う簡単にすべての1万未満の市町村を同じように扱うことはできません。なお小規模市町村と書かれていますが、人口1万未満の市は北海道歌志内市しかありませんので、基本的には「小規模」とは町村のことを指しています。

総務省の見方では、小規模町村は行政体制の整備も満足にできておらず、特に法的に義務付けている保健や福祉の領域の業務の処理は困難になっているはずであるということです。後期高齢者医療制度は広域連合でやっています。国民健康保険も介護保険も、障害者自立支援の仕事も大変です。消防・救急は単独ではとてもできない、消費者行政の充実を図るために相談員を養成して対応するというような仕事は小規模町村には無理ではないのか、ということになるのです。だから、小規模町村については「配慮」してあげたらということが出てきたのが次のような案です。

現在、個別法によって市町村に義務づけられている一定範囲の事務を解除する、町村が実施困難と認める事務を返上していいことにしよう。現行制度では、この事務を都道府県が直ちに肩代わりする訳にはいかないから、一定の事務の範囲というものを決めて、それに関わる仕事については都道府県に法令で義務づけ直す仕組みを作って、小規模市町村から返上したいと手が挙げれば都道府県にそれをさせればいい

ではないかという案なのです。都道府県による新たな補完の仕組みです。総務省はこの案を第29次地制調の答申に盛り込みたいと考えていたのです。

それが5月26日の専門小委員会の答申案なのです。それを全国町村会が本答申のように修正させたということ。今回の件で、全国町村会が最後の段階で原案を修正させたという点では「強かった」と思っています。小規模町村に関する方策については、今後、少なくとも当事者である全国町村会の意見を聞くことなしに国が制度設計をやってはいけないという約束を答申に書かせたからです。

しかし、これを別な角度から見ると、全国町村会がこれほどの修正をさせたのですから、今度は町村の皆様方が、今後自分たちがどうしたいのか、国にどういう支援を求めていくのか、自分たちにとってどういう制度が望ましいのかを自ら考えざるを得なくなったのです。そういう課題を自らに課したのです。私どもの「道州制と町村に関する研究会」もお手伝いましたから、私自身も、この課題の解決に向かって微力ながら努力したいと思っています。全国町村会の方から新しい提案をすることが求められます。そうしなければ国は改めて制度設計をすることになるでしょう。一応、ホッと一息をつけたところですが、今後この問題にどのように対応していくかという大きな

講 演

課題を抱え込んだということなのです。

次の地方制度調査会は第30次となるわけですが、人選と諮問内容は政権がどうなるかによります。特に、この小規模町村の扱いについてどうなるかということについて、私は直ちに制度設計に入ることはないと考えています。国と地方による意見調整もしなくてはなりません。できるだけ早い時期に、全国のすべての町村の実態というものを持握する必要があると思います。全町村の悉皆調査をさせていただき、町村の皆様方が本当は何を願って

道州制論議には引き続き警戒を

最後に、民主党がマニフェストに掲げた「地域主権」とはどういう考え方がということですが、「霞が関に支配し続けられてきた自治体は、地域のことを地域で決める主権を回復する」と言っています。つまり、明治以来の国民国家のあり方について相当に変えるという主張です。「地域主権」の地域

と言えば、日本国土のあるどこかの区域のことを意味しますから、その区域の単位に主権を与えろといえは必ず連邦制になるのです。そうすると、現行の単一主権制ではなくりますが、私は明治以来の国民国家のかたちを崩すということとは良くないと思っています。そんなことになれば日本の力は弱まり、国際的には笑いのものになると思

いるのか、どういつふうにしたいのかということについて、実態を踏まえたご意見を集約していかないといけない、そうしないと今後の大きな動きには備えられないのではないかと思います。現在町村が義務づけられている仕事の実施が本当に無理ならば、どうすればいいかということについて考えていかなければなりません。その上で、町村側が自分たちに必要な制度を構想していくべきです。今後の事務処理体制に関しては、さまざま考え方があつてしかるべきではないかと思っています。

います。日本のように小さくて資源のない国を、連邦制のように分割してどうしようというのでしょうか。

さすがに連邦制とはいっていませんが、「限りなく連邦制に近い道州制」を導入しようというのが自民党の案です。自民党のマニフェストでは、道州制の基本法を制定するために内閣に検討機関を設置し、できるだけ早い時期に道州制へ移行すると書かれています。この自民党案も結局のところ市町村を人口30万以上に集約する、少なくとも10万以上にするとなっています。つまり、道州制を断固やり抜こうとすると必ずもう一回市町村の大合併をやることになるのです。こんなに地域を疲弊させてきた合併をもう一回やって

道州制を進めるというのでしょうか。道州制で本当に地域の活性化が図れるのでしょうか。どうしてそんな幻想をお持ちになるのですかと強く言いたいと思います。

民主党は「基礎自治体3000案」を放棄しましたが、「地域主権」論ですから、将来的には道州制ということを書いてくるでしょう。ということとは、今回の衆議院選挙の結果がどうなるかと、主要政党の間に道州制についての意見の対立がなくなるといって、非常に心配な状況が出てくるのです。

以上のことを念頭にいくと、できるだけ早い時期に全国の町村の皆様方が、自分たちはこういう国のかたちで、こういう地方自治の仕組みでやりたいと、農山漁村をどうやって守られるかということを含めまして検討していただいて、その主張を打ち出しておく必要があるのです。そうしなければもう一回大きな渦の中に巻き込まれて、今回の「平成の大合併」以上のひどい始末になります。将来に再び暗雲がかかり続けているということなのです。

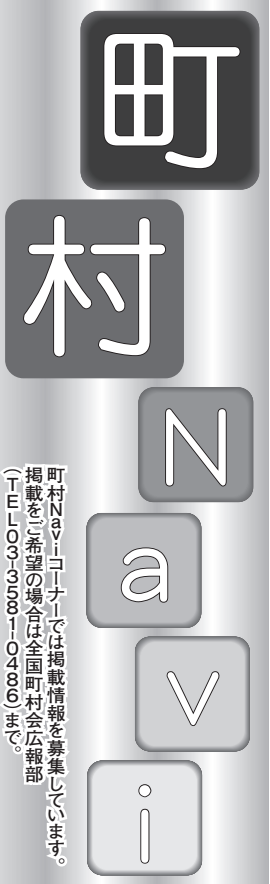
もともと私は現地・現場のことを考えながら、着実に改善・改革を進めるべきだという現実的な立場に立っています。その点でも道州制は途轍もない大きな変革になります。私は守旧派といわれても、今は都道府県を大事に扱ってべきだと主張しています。なぜかといつと2000年4月の地方分権一括法

の施行以来、集権体質が強かった都道府県が市町村とともにあるような広域自治体へ変わっていく可能性が出てきたからです。残念ながら、「平成の大合併」では、都道府県のほとんどは国に追随しました。都道府県はどんなことがあっても都道府県の中にある市町村を大事にし、市町村と共にものを考えて、共通の悩みを悩み、国に向かってどうしたらいいかということを主張していく存在になっていくべきなのです。

そのためには、今後、都道府県の人たちとも仲良くして、将来の町村のあり方について都道府県と一緒に検討すること、その結果を国に持っていくということが是非とも必要になるのではないのでしょうか。町村の皆様方が都道府県と対等の立場に立ちながら、都道府県とともにあるような地域のあり方を探っていただき、同時に町村の意向を伝えていただくという、非常に大事な時期を迎えることになりました。共に頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

◎町村週報のご購読◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)に、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。



町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部
(TEL03-3558110486)まで。

県島村 福西郷 オリジナルエコバッグ を全世帯に無償配付

村はこのほど、オリジナルのエコバッグ(マイバッグ)を作製し、村内の全世帯に無償で配付した。6月1日から福島県内全域でレジ袋の有料化が始まったことへの対応や、村民の環境意識を向上させることなどが目的。

エコバッグは、村内の5、2000世帯に1個ずつ配付。職員が50種類以上の商品と比較・検討してトートバッグ型のバッグを選定したほか、バッグ用のロゴマークも職員がデザインした。また、バッグの定価は1個1,000円だったが、大量購入により1個当たり400円ほどになった。事業費は約250万円で、国の緊急経済対策の交付金を活用した。

村は、エコバッグの利用やごみの減量をアピールするため、チラシや3種類のポスターを作製。無線広報でのPR活動も行った。今後は、エコバッグ配付の効果などを検証するため、バッグの使用状況等についての調査を予定している。

県城子 茨大 小・中学校の給食費を 無料化

町は10月から町内の小学校・中学校の

給食費を無料化する。町では、これにより「子育て世帯の経済的負担が軽減され、少子化対策や若い世代の太子町への移住につながる」ことを期待している。

綿引久男町長がマニフェストに「若者の住むまちづくり」を掲げ、その具体化に向け今年5月に「子育て支援プロジェクトチーム」を設置。来年度から学校給食無料化のほか、子育て世帯の町営住宅使用料の軽減、子どもの数に応じて家賃を軽減する「子育て支援住宅」整備などを打ち出した。

町では、学校給食(小学校・月額3,900円、中学校4,400円)について、これまでも子ども2人目は半額、3人目以降は無料との軽減措置を講じているが、今後、小学校(484人)と中学校(509人)を無料化することで新たに予算が平年度ベースで約6,000万円かかる。しかし、町が昨年度から取り組んでいる徴収体制強化の成果で08年度税収が18億6,300万円と過去最高に達したため、学校給食無料化を半年前倒しすることにした。今年度分は半額で9月補正予算も成立。

町によると、学校給食を無料化しているのは北海道三笠市、山口県和木町の2市町だけという。

県本須町 栃那 パーク&バスライド 社会実験実施へ

町は10月9、10、11の3日間、紅葉シーズンの那須高原地域の渋滞等改善のため、パーク&バスライド社会実験を実施する。紅葉時期の同地域は4km程度の通過に2時間かかるなどの激しい渋滞が発生。渋滞車両の排気ガスによる環境への影響も懸念されている。

しかし駐車場の増設などのハード整備では、広大な自然環境が改変されるため、パーク&バスライドを試行することにした。

具体的には、町の共同利用模範牧場等を活用した特設駐車場(無料)から山頂までの移動をバスに転換。バス運行の定時性を確保するため、実施期間中の午前6時〜午後4時まではマイカー通行を規制する。

社会実験協力金は1人500円。特設駐車場は湯本側と大島側に分けて設置し、計2,400台程度の駐車場を確保する。

県馬品村 群片 村の自然を詠む 俳句大会を実施

村は、四季を通じた尾瀬や村の自然を詠んだ俳句を募集し、表彰する「第2回尾瀬文学賞俳句大会」を実施している。俳句大会は尾瀬国立公園の認定を記念し昨年第1回を開催。今回は村制120周年記念事業として行う。

応募作品は未発表作に限り、「投句料」は2句1組につき1,000円(小・中学生は無料)。表彰は、「小学生」「中学生」「一般」の3部門ごとに、「特選」(1句)、「特別賞」(18句)、「優秀賞」(20句)などを県の俳句作家協会長らが選出する。表彰式は11月8日に開催。「今残しておきたい作品の景観写真展」も同時開催される。表彰式終了後には、「尾瀬の郷親善大使」のオカリナ奏者、宗次郎氏によるコンサートも行われる予定。

県庫河町 兵神 田舎暮らし体験施設で 説明会

町は、過疎地域の活性化の一環として建設された田舎暮らしの賃貸体験施設「クラインガルテンカクレ畑」のモデルハウス説明会を9月19日に開催した。

「大河内高原」のカクレ畑は、関西の軽井沢といわれる別荘用地。鮎釣りや田園景観の中の散策など自然を満喫できる。同地域に田舎暮らし体験施設・クラインガルテン18棟を建設した。全て兵庫県産の木材を使用しており、庭先に約20平方メートルの農園も付いている。賃貸対象は、町外の人で地域活動に積極的に参加できる人。賃貸期間は1年間だが、5年まで更新が可能。賃貸料・管理料は年間3万6,000円のほか水道料光熱費などがかかる。なお、建設は民間事業が実施。管理は地元住民の管理協議会が担う。

町ではこのほか、①新田ふるさと村口グコテジの開散期を活用した短期滞在サービス②空き家再生ボランティアなどにも取り組んでいる。



情 報

新任都道府県町村会長の略歴

島根県町村会は平成21年7月31日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(8月1日就任)

島根県町村会長
飯石郡飯南町長

山崎 英樹

昭和27年1月4日生



【住所】島根県飯石郡飯南町小田253番地
【町長に就任するまでの経歴】▽昭和45年赤来町役場▽平成7年企画財政課課長▽13年赤来町長▽17年飯南町長
【町村会関係の経歴】▽平成18年島根県町村会副会長
【主な業績】▽道路網の整備▽産地直売体制の整備▽公営住宅の整備▽定住の推進▽地域交通の確保▽健康づくりの推進▽医療体制の充実▽まちづくり活動の推進▽里山再生事業の推進▽都市農村交流の推進
【趣味】読書、園芸
【家族】両親、妻、長男

徳島県町村会は平成21年8月21日の8月定例会で次の通り会長を選出した。

(8月21日就任)

徳島県町村会長
板野郡松茂町長

広瀬 憲発

昭和20年12月17日生



【住所】徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓43番地2
【町長に就任するまでの経歴】▽昭和36年松茂町役場▽平成5年町総務課長▽9年松茂町長
【町長としての当選回数】4回
【町村会関係の経歴】▽平成15年徳島県町村会評議員▽17年同副会長
【主な業績】▽公共下水道事業供用開始▽ゴミ焼却場・粗大ゴミ処理場建設事業▽保健相談センター建設事業▽サッカー場建設事業▽地域子育て支援センター▽津波防災センター建設事業▽幼・小・中耐震改築事業(3幼3小1中)完了
【趣味】ゴルフ、釣り、料理
【家族】妻、長女

家庭用燃料電池「エネファーム」を買うと
いまなら導入費用の1/2相当(最大140万円)の
補助金が出ます。*

『平成21年度 民生用燃料電池導入支援事業』

くわしくは <http://www.fca-enefarm.org>

一般社団法人 燃料電池普及促進協会
「補助金事業センター」(FCA)

申請・お問い合わせ窓口 03-3508-0730

月～金までの10:00～12:00、13:00～17:00
(祝日、12/17、12/28～1/4を除く)

世界に先駆け、ここ日本で。家庭用燃料電池「エネファーム」の本格販売がいよいよスタート。一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA: Fuel Cell Association)は、経済産業省からの補助金により、家庭用燃料電池を設置する方に対して購入費等の一部を補助します。

FCA

一般社団法人 燃料電池普及促進協会
Fuel Cell Association

*2010年2月10日17時までに申込書必着。補助金額=(補助対象システム機器費(税込)－従来型給湯器機器費(23万円))×1/2+補助対象工事費(税込)×1/2 くわしくはホームページで。

■自治体の取り組み■ 国の補助制度のほかにも、一部の自治体では燃料電池システム購入者に対する独自の支援制度が用意されており、当協会ホームページで紹介させていただいています。
【岩手県】葛巻町【宮城県】宮城県【茨城県】つくば市【栃木県】鹿沼市【埼玉県】戸田市・所沢市・草加市【東京都】荒川区・北区・江東区・墨田区・練馬区・小平市・調布市・西東京市・府中市・三鷹市・武蔵野市・福生市【新潟県】魚沼市【石川県】石川町【静岡県】富士市【愛知県】岡崎市・東浦町(当協会調査) こちらに記載されていない情報がありましたら、当補助金事業センターまでご一報下さい。

随 想

長崎県新上五島町長 井上 俊 昭

小さな島の大きな挑戦
合併五周年を迎えて

長崎県の西方海上、東シナ海に浮かぶ五島列島。その北部に位置する新上五島町は、本年八月一日合併五周年を迎えました。

振り返ってみると、様々な局面に翻弄された激動の日々が昨日の事のように甦ってきます。もともと合併前の五つの町は、消防、ごみ、し尿等で広域行政が定着し、町民の日常生活においても深いつながりがあり、合併そのものに多くの反対はありませんでした。それでも総論賛成、各論反対は世の常。やはり「本庁舎の位置」と「新しい町の名称」で対立、綱引きが表面化したのです。

一時は合併協議会破綻も危惧されましたが、「小異を捨て大同につく」という思いが大勢を占め、合併協議が精力的に進められ、難産の末、二万六千人の「新上五島町」が誕生したのです。失職となった五人の町長のうち、一人は新町長が決まるまでの職務執行者となり、私ともう一人の町長が「新町長の椅子」をかけて

町を二分する激戦に突入することになりました。

あのようなし烈な戦いは、私はもちろん町民もおそらく経験した事はないでしょう。今でも「あんな選挙はもう二度とないだろう。よく体力が続いたものだ。」と支援者の語り草になっています。しかし、それらがいばらの道でした。

戦いの相手は形を変えて、次から次と襲ってきます。当選の喜びをかみしめる間もなく、旧町から引き継いだ課題や、先送りされていた難問、旧町間の駆け引きや制度の違い、多額に上る地方債の残高。底をついた基金、膨れ上がった約六百人の職員と給与格差等々、早急に解決すべき問題が目の前に立ちはだかり、新規政策よりもまず危機的状況を打破し、三年後に迫る財政破綻を回避する事が最優先の仕事となりました。厳しい状況は合併前から分かっていた事です。折からの三位一体改革で補助金や交付税の削減等が追い打ちを

かけてきたのです。この時点で、私は新しい町の土台をしっかりと築く為「今は鬼にならなければならぬ」と覚悟を決め、徹底的な行財政改革に踏み切ったのです。

各種団体や地域、町民に対する補助金の削減に加え、水道、し尿等の受益者負担の引き上げ、公共事業の凍結、見直しによる地方債借入額の大幅削減、特別職を含む職員給の五年間一律十〜二十%カット、公共施設の統廃合や民間移譲、道路、公園の維持管理は職員でやる等、ありとあらゆる改革を実施しました。選挙公約で「財政健全化」を訴えていたとはいえ、必死に支援してくれた町民や業界団体の方々を裏切るような行為を次から次と実行する改革は本当に辛く、断腸の日々でした。

それでも様々な不満や葛藤の中で町民も議会も、職員も、業界もこの痛みに耐えてくれました。建設業の倒産、失業、転出という苦しい時期をしのぎ、今では合併前の地方債残高四七五億円(全会計)が、昨年度末で三五八億円へと一七億円も減らす事ができ、職員数も約一〇〇名近く減員でき、財政再建への道筋が見えてきたのです。

まだまだ改革は道半ばですが、同時に行った改革の柱「島の産業再生」の為の「攻め」の戦略が少しずつ成果

を出してきています。行政を取り巻く課題に的確に対応するため、観光物産課、まちづくり推進課、世界遺産推進室、産業再生推進本部、こども課など、臨機応変に組織を改編し、長崎県の支援も受けて、東京、大阪、福岡、長崎の県事務所へ町職員を派遣し、観光と五島うどんを中心とした物産の全国展開に努め、今では有名百貨店に定番商品として並べられ、知名度もかなりアップしています。

町内には二九ものカトリック教会があり、その中には世界遺産候補にリストアップされている歴史のある天主堂があります。今、本登録に向けて活動中です。

耕作放棄地解消のための芋焼酎も人気です。離島初のコールセンターの誘致も成功しました。成果は紙面には書ききれませんが、今、国の経済対策のおかげで、エコ・アイランド計画が実現の一步を踏み出そうとしています。電気自動車、風力発電、バイオマス、太陽光等新エネルギーアイランド構想のスタートです。特に電気自動車による島内巡りは新交通情報システムの開発と併せ、世界から注目されるビッグプロジェクトです。

失敗を恐れず、果敢に挑戦する小さな島の大きな挑戦はこれからも続きます。